

◆令和8年度 軽自動車税の税率◆

◎ 原動機付自転車・二輪等

車種区分		税率
原動機付自転車	特定原付・原付第1種・第2種の乙	2,000円
	原付第2種の甲	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(被けん引車含む)	125CC超 250CC以下	3,600円
二輪の小型自動車	250CC超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

問い合わせ先

富士宮市役所 市民税課 法人諸税係

TEL: 0544-22-1125

◎ 軽自動車(3輪以上)

税率の種類		① 新税率		③ 旧税率	④ 重課税率		
初度検査年月		H27.4.1以降		H25.4.1~H27.3.31	H25.3.31以前 (初度検査年月から13年を経過した翌年度から)		
		② グリーン化特例 賦課日前1年間(R8年度はR7.4.1~R8.3.31)に初回登録した車両のうち、下記排出ガス基準等の達成車。初年度分のみ適用。(※1) <small>ただし、ガソリン・ハイブリッド車はH17排出ガス基準75%低減車またはH30排出ガス基準50%低減車に限る</small>					
車種区分		グリーン化特例以外の車両	電気自動車・天然ガス車のみ。 (H30排出ガス規制適合またはH21排出ガス10%低減) (概ね75%軽減)	令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車 (概ね50%軽減)	全ての車両	※3の「ただし書き」以外の車両 (新税率の概ね20%重課)	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円(※2)	3,100円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	7,200円	12,900円	
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円		4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	1,000円		3,000円	4,500円

※1 ただし、4月1日に登録された車の軽課措置は、初年度は適用されず、次年度に適用されます。※2 乗用営業用車両にのみ適用されます。

※3 「重課税率」は、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの各軽自動車は対象外。

【課税年度別 三輪及び四輪以上の軽自動車税の税率区分早見表】

初度検査年月	課 税 年 度 (令和)														
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
令和 8 年 4 月～9 年 3 月	※														
令和 7 年 4 月～8 年 3 月															
令和 6 年 4 月～7 年 3 月															
令和 5 年 4 月～6 年 3 月			新税率												
令和 4 年 4 月～5 年 3 月															
令和 3 年 4 月～4 年 3 月															
令和 2 年 4 月～3 年 3 月															
平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月															
平成 30 年 4 月～31 年 3 月															
平成 29 年 4 月～30 年 3 月															
平成 28 年 4 月～29 年 3 月															
平成 27 年 4 月～28 年 3 月															
平成 26 年 4 月～27 年 3 月	旧税率														
平成 25 年 4 月～26 年 3 月															
平成 25 年 3 月以前															

※ 4 月 1 日に新車登録をした車両は、その年度の種別割が課税される（4 月 1 日現在で登録のある車両に賦課されるため）。

ただし、4 月 1 日に新車登録をした車両のグリーン化特例（軽課課税）は、初度検査年月の翌年度に適用されるため、初回の年度は「翌年度」ではないので軽課制度は適用されない。